

各〔都道府県
市町村〕 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて
(令和3年9月22日版)

新型コロナウイルス感染症については、依然として全国的に厳しい感染拡大状況が継続しており、引き続き、放課後等デイサービス事業所においても、事業所内での感染拡大防止に向けて、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図ることが重要です。

学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）において、夏季休業期間を終え、新学期が開始される中で、地域の感染拡大の状況により、分散登校や午前又は午後のみでの登校など、様々な形態の登校（以下「分散登校等」という。）が行われているものと承知しています。

このため、分散登校等により通常どおりの授業が行われない日の報酬の取扱いについて、令和3年9月サービス提供分から、下記の取扱いとします。

なお、これまで可能としてきた、

- ・ 定員を超過して児童を受け入れた場合や人員基準を満たさない場合でも減算を適用しないこと
- ・ 電話等による代替的な支援であっても事業所に通所して支援をしたときと変わらず報酬の対象とすること

等の取扱いについても引き続き可能であるところ、令和2年6月30日付け事務連絡でお示した「障害児通所支援に係るQ&A」（令和2年6月30日版）については、別紙の通り、今回お示しする取扱い等を踏まえて更新したので、執務の参考としてください。

なお、別紙のQ&Aは障害児通所支援について特にお示しすべきものをまとめたものであり、このほか、これまでお示ししてきた障害福祉サービス等に共通する取扱いも引き続き有効である点に御留意ください。

(厚生労働省ホームページ 障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

記

- ・ 放課後等デイサービスを通常の授業の終了後の利用開始時間より前から利用する障害児については、学校休業日の利用に該当するものとして、学校休業日の報酬を適用する。

- 本取扱いは個々の障害児の利用開始時間に応じた取扱いであり、通常の授業の終了後の利用開始時間より前から利用する障害児と、通常の授業の終了後の利用開始時間から利用する障害児が混在する場合、前者は学校休業日の報酬を、後者は授業終了後の報酬を算定するものとする。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：03-5253-1111（内線3037, 3102）

FAX：03-3591-8914

E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp